

互助会運営要項

(主旨)

第1条 本事業は、豊中市民生・児童委員の互助をするとともに、民生・児童委員の活動の振興を期するために行うものである。

(会員)

第2条 民生・児童委員として、その委嘱をうけたとき同時に会員となる。

(会費)

第3条 会員は年額1,500円を会費として豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という）へ納入し、事務局がこれをまとめ、互助給付を行う。

(互助給付の種類及び範囲)

第4条 弔慰・見舞・退任慰労については全国民生委員互助共励事業に準じ、表彰については別途定めるとおりとする。

(給付の額)

第5条 別表（1）に定めるとおりとする。

(申請手続きと給付の決定)

第6条 地区委員長は、地区内の会員もしくは会員の家族から「第4条」に該当する申出があったときは、その事実を確認の上、連合会へ申し出るものとする。
2 給付の決定は、会長において行い、理事会が承認する。

(改変)

第7条 運営要項の変更については、理事会において行う。

付 則 この要項は、昭和53年4月1日から施行する。

〔昭和57年4月1日 給付額の一部改正〕

〔昭和62年4月1日 会費の増額（1,000円→1,200円）〕

〔平成 3年4月1日 会費の増額（1,200円→1,500円）及び給付額の一部改正〕

〔平成 9年4月25日 一部改正〕

〔平成16年10月1日 死亡弔慰金の給付額の一部改正〕

〔平成19年4月23日 表彰祝金の種別、給付額の追加〕

〔平成30年4月1日 給付の種別、給付額の一部改正〕

〔令和4年12月1日 給付額の一部改正〕

別 表 (1)

	種 別	豊中市民生・児童委員 互助会給付金	全国民生互助共励会 給付金
1 死 亡 弔 慰	ア. 公務死亡したとき	50,000円	100,000～200,000円
	イ. 一般死亡したとき	20,000円	30,000円
	ウ. 配偶者死亡のとき	10,000円	10,000円
	エ. 同居の親子の死亡	10,000円	—
2 傷 病 見 舞	オ. 公務傷害のとき	30,000円	30,000～150,000円
	カ. 公務疾病のとき	10,000円	
	キ. 一般傷病にかかった とき	1ヶ月以上 5,000円	2ヶ月以上 10,000円 2ヶ月未満 8,000円
3	ク. 災害見舞金	10,000円	全 壊 100,000円 大規模半壊 100,000円 半 壊 50,000円
4	ケ. 退任慰労金	3年以上在職者 3,000円 以降1年1,000円加算 20,000円で打ち切り支給	在任15年以上 7,000円 在任9年以上15年未満 5,000円 在任3年を越える9年未満 3,000円
5 表 彰 祝 金	コ. 大臣表彰のとき	10,000円	—
	サ. 全民児連会長表彰 のとき	5,000円	—
	シ. 叙勲、褒章受賞者	10,000円	—